

☆令和7年度新規採用の会計年度任用職員及び特別職非常勤職員の方へ☆

横浜市職員厚生会「加入等意向確認届出書」の提出手続等に関するご案内

横浜市職員厚生会は「互助共済及び福利厚生増進」を目的として様々な福利厚生事業を行っています。各種福利厚生サービスを受けるためには、厚生会員であることが必須要件となっています。

以下のとおり概要をご案内いたしますので、加入条件に該当する場合は別添の「加入等意向確認届出書」にて、加入希望の有無に関する届出をお願いします。

*** 厚生会の加入・退会時期については条件がありますので、必ずご確認ください。**

1 加入要件

会計年度任用職員及び特別職非常勤職員の方は、次の勤務条件を満たす場合に厚生会に加入することができますので、加入希望の有無について届出をお願いします。

勤務条件の確認等、詳細については各所属の福利厚生担当課にご確認ください。

- ① 1 会計年度の任用となる職
- ② 週28時間以上（保育所福祉員は週25時間以上）又はそれに相当する職

2 会費

厚生会費として、給料月額の 3/1000 を毎月の給与から納めていただきます。

3 加入・退会時期

厚生会の加入/非加入の意向は、年度等にかかわらず加入要件を満たす職の任用期間中は継続します。届出後は、任意の期日での入退会はできません。

(1) 加入時期

厚生会への加入は新規採用時のみです。

新規採用日が厚生会加入日となります。任用期間途中からの加入はできません。また、届出書提出後は、加入希望の有無を変更することはできません。

(2) 退会時期

加入後、加入条件を満たす職に任用されている期間中は 途中退会できません。次の場合に退会となります。

ア 退職日翌日からの任用がない場合

イ 加入要件を満たさない職に就く場合

※ 加入等届出以降に退職し、期間を空けずに加入要件を満たす職に再度採用される場合、厚生会では「退職＋新規採用」ではなく、「継続」の扱いとなります。

4 提出にあたって

各所属の福利厚生事務担当者（厚生会関係事務担当者）あて、指定の期限までに提出ください。

特に、加入を希望する場合は、提出期限より遅れての提出は原則として認められませんのでご注意ください。

5 厚生会で実施している各種福利厚生事業

主な事業内容（令和4年1月現在）			
ベネフィット・ステーション 【ポイント付与対象】 4/1在会者	幅広い福利厚生メニューを会員優待料金(特典)で利用できます(5/1～)。また、各年度4/1在会者について、ベネフィット・ステーションで利用できる「カフェテリアポイント 4,000ポイント (1ポイント=1円換算)」が毎年付与されます。		
各種互助給付 【給付対象】 事実が生じた日が加入期間中のもの	結婚祝金	30,000円	
	出産祝金	15,000円	
	入学祝金 (小・中学校入学)	15,000円	
	卒業祝金 (中学校卒業)	15,000円	
	弔慰金	会員	300,000円
		配偶者	100,000円
		実子・養子	50,000円
		実父母・養父母	25,000円
会員・配偶者の死産		20,000円	
	その他の家族 (同一世帯かつ扶養)	20,000円	
	災害見舞金（支給要件あり）	標準報酬月額のみ3か月以内	
周年事業 【対象】 6/2在会者	一定の在会年数を経過した方に、ベネフィット・ステーションで利用できるリフレッシュポイントが付与されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 在会10年 10,000ポイント ・ 在会20年 60,000ポイント 		
退職時給付	<u>5年以上在会して退職するとき</u> に、非常勤職員退職旅行券(20,000円相当)が給付されます。 (既に非常勤職員退職旅行引換券、定年等退職記念旅行引換券等を含め、退職時給付の支給を受けたことがある場合を除く)		
保険事業等	各種保険の加入等において団体割引が受けられます。 <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・ 団体生命保険 <li style="width: 50%;">・ 自動車保険 <li style="width: 50%;">・ 医療保障 <li style="width: 50%;">・ はまっこ補償プラン <li style="width: 50%;">・ 団体扱生命保険(一般生命保険) <li style="width: 50%;">・ ライフサポートプラン <li style="width: 50%;">・ 公務員賠償責任保険 <li style="width: 50%;">・ 火災共済 		
くらしのサポート、余暇・リフレッシュ支援	厚生会にて直接契約を交わしている、旅行社、レクリエーション施設、葬儀社等を割引料金で利用できます。 <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・ 割引契約店・商品あっせん販売 <li style="width: 50%;">・ 自動車購入サポート制度 <li style="width: 50%;">・ 住宅資金融資あっせん <li style="width: 50%;">・ 葬儀店 <li style="width: 50%;">・ 自動車購入資金等融資あっせん <li style="width: 50%;">・ 退職者優待制度 <li style="width: 50%;">・ 他 		

※ 事業の詳細な内容は、所属の福利厚生担当課にご確認ください。